

第三十五号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項ただし書中「及び六」を削る。

第七条ただし書及び第九条中「第六条第一項若しくは同条第三項」を「法第六条第一項若しくは第三項」に改める。

別表二ロケーションの項の次に次のように加える。

移動販売（飲食物の販売に限る。）のための占用

車両一台につき

一日

三、〇六〇円

別表三（一）の表新左近川親水公園の項を次のように改める。

新左近川親水公園		
	新左近川親水公園デイキャンプ場	江戸川区臨海町二丁目地先
	新左近橋下駐車場	
	新左近川親水公園駐車場	江戸川区臨海町三丁目地先

別表三（二）の表平井公園の項を削る。

別表四（六）の表を削る。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条ただし書及び

第九条の改正規定並びに別表三(二)の表平井公園の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(説明)

区が飲食物の移動販売に係る手続等を行うため、占用料の規定を加えるとともに、新左近川親水公園ポート場及び平井プールを廃止するほか、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。